法律

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年十二月四日

内閣総理大臣　菅　義偉

法律第六十八号

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法等の一部を改正する法律

（平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部改正）

第一条　平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法

第一条中「平成三十二年」を「令和三年」に改める。

第十条中「平成三十三年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

第二十条第四項、第二十九条第三項、第三十条第三項及び第三十一条第一項中「平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法」を「令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法」に改める。

第三十二条中「平成三十二年」を「令和二年」に、「）第一条」を「。以下この条において「祝日法」という。）第一条」に、「いう」を「いう。次項において同じ」に、「同法」を「祝日法」に改め、同条に次の一項を加える。

2　令和三年の国民の祝日に関する祝日法の規定の適用については、祝日法第二条海の日の項中「七月の第三月曜日」とあるのは「七月二十二日」と、同条山の日の項中「八月十一日」とあるのは「八月八日」と、同条スポーツの日の項中「十月の第二月曜日」とあるのは「七月二十三日」とする。

（地方税法の一部改正）

第二条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

附則第七条の六第一項及び第八条の六第一項中「令和二年に」を「令和三年に」に、「令和二年十二月三十一日」を「令和三年十二月三十一日」に改める。

（租税特別措置法の一部改正）

第三条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第四十一条の二十三の見出し中「令和二年」を「令和三年」に改め、同条第一項中「令和二年に」を「令和三年に」に、「令和二年十二月三十一日」を「令和三年十二月三十一日」に改め、同条第三項中「令和二年十二月三十一日」を「令和三年十二月三十一日」に改め、同条第四項各号中「令和二年」を「令和三年」に改める。

第六十七条の十六の二の見出し中「令和二年」を「令和三年」に改め、同条第一項中「令和二年に」を「令和三年に」に、「令和二年十二月三十一日」を「令和三年十二月三十一日」に改め、同条第二項中「令和二年十二月三十一日」を「令和三年十二月三十一日」に改め、同条第三項中「令和二年」を「令和三年」に改める。

（平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の一部改正）

第四条　平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法（平成二十七年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「その翌年」を「令和三年」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

2　無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第六十一号。次項において「航空法等一部改正法」という。）の一部を次のように改正する。

附則第十四条（見出しを含む。）中「平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法」を「令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法」に改める。

（調整規定）

3　この法律の施行の日が航空法等一部改正法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日以後となる場合には、前項の規定は、適用しない。

内閣総理大臣　菅　義偉
総務大臣　武田　良太
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　萩生田光一
国土交通大臣　赤羽　一嘉

被災者生活再建支援法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年十二月四日

内閣総理大臣　菅　義偉

法律第六十九号

被災者生活再建支援法の一部を改正する法律

被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号ロ中「によりその」を「により、その」に改め、同号に次のように加える。

ホ　当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（ロからニまでに掲げる世帯を除く。）

第三条第二項中「第五項」を「第七項」に、「同じ。）」を「同じ。）のうち前条第二号イからニまでのいずれかに該当するもの」に改め、同項第三号中「を除く」を「（第五項第三号において「公営住宅」という。）を除く」に改め、同条第三項中「被災世帯が」を「同項に規定する被災世帯が」に、「当該各号」を「当該世帯が該当する同項各号」に改め、同条第五項中「前三項」を「第二項から前項まで」に、「及び第三項」を「、第三項及び第五項」に、「前項」を「第四項」に、「読み替える」を「、第五項中「二十五万円」とあるのは「十八万七千五百円」と読み替える」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5　被災世帯のうち前条第二号ホに該当するものの世帯主に対する支援金の額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯　百万円

二　その居住する住宅を補修する世帯　五十万円

三　その居住する住宅（公営住宅を除く。）を賃借する世帯　二十五万円